

令和元年12月20日

## 財政援助団体等監査結果報告

〔(公財)神戸市スポーツ協会・(公財)神戸YMCA・アシックスジャパン(株)共同企画〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	河南ただかず

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査の対象

(公財)神戸市スポーツ協会・(公財)神戸YMCA・アシックスジャパン(株)共同企画(以下「指定管理者」という。)における神戸市(以下「本市」という。)からの公の施設の指定管理(地区体育館(東灘・須磨・垂水・西))に係る出納及びその他の事務で、主として平成30年度執行の事務

### 2 監査の期間

令和元年9月13日～令和元年12月20日

### 3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 4 事業の概要

### (1) 地区体育館（東灘・須磨・垂水・西）（以下「体育館」という。）

体育館は、市民の体育、スポーツ、レクリエーション、文化等の普及及び振興を図り、市民の健全な心身の発達に寄与する施設として設置されている。

体育館のうち、東灘体育館、須磨体育館、垂水体育館については体育、スポーツ、レクリエーション、文化等の利用に供するものとされ、西体育館についてはこれに加え、集会の用に供することとされている。

#### （東灘体育館）

所在地 神戸市東灘区魚崎南町6丁目5番11号

建 物 鉄筋コンクリート造地上2階建て 延床面積1,499㎡

施設概要 競技場、体育室、トレーニング室、更衣室、シャワー室等

竣工年月 昭和50年12月

#### （須磨体育館）

所在地 神戸市須磨区中島町1丁目2番2号

建 物 鉄筋コンクリート造地上4階建て 延床面積1,514㎡

施設概要 競技場、体育室、更衣室、シャワー室等

竣工年月 昭和48年6月

#### （垂水体育館）

所在地 神戸市垂水区旭が丘2丁目1番22号

建 物 鉄筋コンクリート造地上2階建て 延床面積1,423㎡

施設概要 競技場、第1体育室、第2体育室、更衣室、シャワー室等

竣工年月 昭和50年3月

#### （西体育館）

所在地 神戸市西区春日台5丁目436番

建 物 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階建て 延床面積2,186㎡

施設概要 競技場、体育室、トレーニング室、会議室、更衣室、シャワー室等

竣工年月 平成元年3月

### (2) 指定管理者及び選定理由

#### ① 指定管理者

（公財）神戸市スポーツ協会・（公財）神戸YMCA・アシックスジャパン（株）共同企画

代表者 （公財）神戸市スポーツ協会

（その他の構成員）（公財）神戸YMCA、アシックスジャパン（株）

② 選定理由

指定管理者選定のための公募を実施したところ、2 団体の応募があり、指定管理者選定評価委員会において応募者からの提案書類に基づき総合的に評価された結果、当該団体の提案が、施設の運営に関する項目について、経験やノウハウを踏まえた提案がされており、適切で安定的なサービスを提供できると評価できること、また、サービス内容に関する項目について、地域との協働によるイベントや、誰もが気軽に参加できる教室等を開催するなど、市民の更なるスポーツ振興につながるものと評価できること等により、総合的にみて安定的な管理運営が可能と判断され、指定管理者として選定されている。

(3) 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、体育館の維持管理業務、運営業務、スポーツ教室等の開催、地域スポーツクラブの育成・支援等であり、主な業務量の比較は第 1 表のとおりである。

第 1 表 業務量の比較

(単位 比率：%)

項目	平成30年度	平成29年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
利用者数				
東灘体育館	81,419人	74,560人	6,859人	9.2
須磨体育館	68,150人	68,049人	101人	0.1
垂水体育館	101,158人	98,945人	2,213人	2.2
西体育館	113,603人	115,006人	△ 1,403人	△ 1.2

※利用者数には観覧者を含む。

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第 2 表のとおりである。

第 2 表 指定管理料の比較

(単位 金額：千円 比率：%)

	平成 30 年度	平成 29 年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	金 額		
指定管理料	164,443	161,454	2,989	1.9

※ 前指定管理期間（平成26年4月1日～平成30年3月31日）は各体育館ごとに指定管理協定を締結しており、平成29年度の指定管理料は各体育館の合計額である。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成 30 年度の総合評価は 5 段階評価

(AAA, AA, A, B, C)のうち、AA(運営内容が目標や計画、過去実績等をやや上回っている)となっており、その所見は「利用率が高く満足度も高い。」「当初の目標が高く、それらを達成していることから、満足度等の数値をこれ以上改善するのは難しいように思う。」となっている。

## 5 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理者協定書等に従っておむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

### (1) 指摘事項

#### ① 指定管理業務にかかる銀行口座名義を共同事業体の名称を冠した口座とするべきもの

指定管理業務で使用している銀行口座の名義を確認したところ、使用料金収納口座は代表団体である(公財)神戸市スポーツ協会名義で施設ごとに作成、指定管理料収納口座は(公財)神戸市スポーツ協会名義で北須磨文化センター以外の施設で1口座作成していた。

本市の指定管理者制度における共同事業体については、制度全般に関する基準が整備されていないが、庁内の施設所管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「11.6 資金管理専用口座の開設」で、「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については、ペイオフ対策等のため、必ず指定管理者に専用口座(預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金)を開設させて管理させてください。」とされている。また、「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル【様式集】」では、共同事業体協定書のひな型の中で、「当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。」とされている。なお、この様式集の目次には、「この様式集はあくまで一例です。施設の特性等に応じて、適宜必要な修正を加えてください。」と記されている。

以上のことから、共同事業体の名称を冠した銀行口座名義とすることは、マニュアル上義務付けられていないが、共同事業体の名称を冠しない会社名義の口座の場合、その名義の会社が破産したときに、口座内の金員の帰属にリスクが生じる。

共同事業体固有の財産と峻別するため、本市所管局は、共同事業体の名称を冠した口座を施設ごとに設けるよう、指定管理協定や仕様書で示し、遵守させるべきである。

## 凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
  - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
  - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。